

一般社団法人滋賀県造林公社「第3期中期経営改善計画」 の策定状況について

1 計画の策定

一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)においては、平成28年3月に策定された第2期中期経営改善計画の終期が令和2年度であるため、令和3年度を始期とする第3期中期経営改善計画の策定に向けて、検討を進めているところである。この検討にあたっては、関係する各分野の外部の専門家からなる検討委員会を設置し、客観的な意見を踏まえて計画を策定するものとしている。

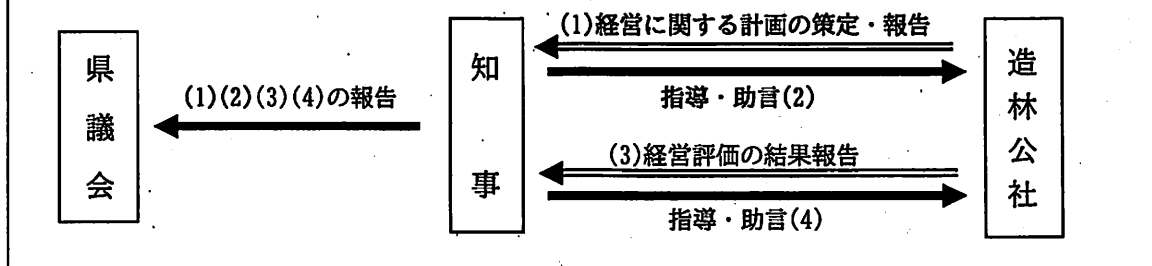
検討委員会	
委員長	栗山 浩一 京都大学大学院農学研究科 教授・滋賀県森林審議会長
副委員長	土井 裕明 弁護士
委員	小杉 緑子 京都大学大学院農学研究科 教授・滋賀県森林審議会委員
	阪田 眞二 公認会計士
	白井 俊秀 株式会社スンエン関西支店 長浜営業所長
	宮城 定右衛門 森林経営者(指導林家)

第1回検討委員会(10月26日)では計画の方向性を、第2回(11月26日)では計画の素案を議論し、第3回(1月中旬)では素案を取りまとめる予定である。

【今後の策定スケジュール(予定)】

		令和2年 10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	令和3年4月 令和3年3月	
公社	検討事項	素案検討	→					計画策定	第3期中期計画期間 評価・報告
	検討委員会	第1回 (10/26)	第2回 (11/26)		第3回 (中旬)				
	理事会			検討状況 報告		素案報告	理事会 議決		
滋賀県	連絡調整 議会報告	→					指導助言 議会報告	指導助言 議会報告	

「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」
 (平成21年滋賀県条例第29号)に基づく手続きの流れ



2 計画の方向性

第3期中期経営改善計画に向けた課題

【森林整備】新たな課題に対応した森林整備の実施（主伐見送地、不採算林整備等）。

【木材生産・販売】主伐見送地の発生^{*}、事業地の奥地化による収益性等の低下。

【契約更改】第3期中に契約期限を迎える未更改者への対応。

※第3期中に伐期を迎える事業地 186 箇所のうち、100 箇所が主伐見送地となる見込み。



第3期では、「公益的機能の持続的な発揮」に重点的に取り組むとともに、「主伐見送地を含めた木材生産を見据えた長期的な森林整備」が必要。

第3期中期経営改善計画の方向性（要点） ※数値は現時点の試算

第1章 基本方針

【第2期】これまで造成してきた森林資源を伐採し、木材産業等への安定供給を通して有効活用 ～公社経営にとって大きな転換期～



【第3期】公益的機能を将来に引き継ぐための公社林の多様な整備と利活用の推進
～確かな施業で健全な山づくり～

公益的機能の持続的発揮
のための新たな方針に基
づく森林整備の推進

森林資源の有効活用に資
する木材の生産と販売の
推進

伐期を見据えた集中的な
分取造林契約の変更の推
進

第2章 森林整備に関する事項

- 長伐期を見据えた新たな保育施業の実施（51年生以降における間伐） 新規
- 不採算林を対象に必要な箇所で環境林整備を実施 新規
- 台風災害等を見据えた危険木伐採や風倒木処理の実施 新規

表 森林整備に係る目標値の比較

		第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	[2期比]
保育施業	間伐 (ha)	350	500	142.8%
	枝打 (ha)	400	50	12.5%
	病害虫獣防除 (ha)	1,150	500	43.7%
	環境林整備 (ha)	0	500	-
路網等整備	Ⅱ作業道開設 (m)	33,000	90,000	272.7%
	Ⅱ作業道拡幅・補修 (m)	3,500	1,000	28.5%
	Ⅲ作業道拡幅・補修 (m)	0	1,500	-

※ 公社の作業道は、Ⅰ作業道：幅員が0.6mの歩道、Ⅱ作業道：幅員が1.8m～2.5mの作業道（林業専用運搬車等が通行）、Ⅲ作業道：幅員が2.5m～3.0mの作業道（トラック等が通行）に区分している。

第3章 木材の生産および販売に関する事項

【木材生産】

- 抜き伐りにより全体を10年間隔4回に分けた環境に配慮した伐採の継続
- 事業地の現況に応じ、C材に特化した木材生産の導入 **新規**
- 伐採後の植生回復調査を、公社独自で実施 **新規**
- 分収育林事業については、残り全ての5事業地を伐採して精算

表 分収造林事業に係る目標値の比較

	長期 (R3~R7)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	[長期比]	[2期比]
伐採面積 (ha)	505	215	209	41.3%	97.2%
木材生産量 (千m ³)	94.7	40.4	32.7	34.5%	80.9%
伐採収益 (百万円)	1400	178	99	7.0%	55.6%

※ 令和5年度から旧びわ湖公社分の伐採を開始予定

【木材販売】

- 木材市場や認定事業者への公社材供給 **新規**
- C材一括販売を含めた木材の販売 **新規**
- 長期施業委託による集約化施業の促進 **新規**

第4章 財務状況の改善に関する事項

【分収造林契約の変更・解約】

- 目標管理を見直し、第3期中に伐期が到来する事業地を集中交渉 **新規**
- 大規模所有者等との合意の形成（保育施業の見直し等を提示）
- 環境林整備の実施により所有者の理解を得たうえで解約を推進 **新規**

【期間中の収支の見通し】

表 分収造林事業に係る目標値の比較

	長期 (R3~R7)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	[長期比]	[2期比]
収入 (百万円)	2,745	553	99	3.6%	17.9%
支出 (百万円)	1,363	400	17	1.2%	4.2%
償還財源 (百万円)	1,382	153	82	5.9%	53.5%

表 分収育林事業に係る目標値の比較

	長期 (R3~R7)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	[長期比]	[2期比]
収入 (百万円)	32	62.9	49	153.1%	77.9%
支出 (百万円)	29	60.9	48	165.5%	78.8%
償還財源 (百万円)	3	2	1	33.3%	50.0%

第5章 組織体制の改善に関する事項

- 分収造林事業等、公社の事業を着実に進めていくために必要な事務局体制の整備し、効率的な組織を編成

第6章 その他経営の改善に関し必要な事項

- 第2期中期計画の第4章で位置づけていた「2. 森林資源の新たな活用（企業の森の導入、滋賀県森林CO₂吸収量認証申請、Jクレジット制度の導入検討、森林認証の導入検討）」について、第6章「1. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成」の取組として再編成
- 水源かん養をはじめとした公社林の多面的な価値および経営状況の発信
- 企業等と連携した森林づくり等の促進

3 第1回検討委員会（10月26日）における委員の主な発言

（森林整備について）

路網整備等の数値目標について、第2期計画よりも増となっているが、路網は間伐等の森林整備の手段であることも踏まえて適切な目標となるよう検討されたい。

（木材生産・販売について）

第3期期間で主伐を見送る事業地について、第4期期間以降の主伐とすることにより収益性の改善を図られたい。

（財務状況の改善について）

不採算林の解約については、経済性だけではなく環境保全の観点からも重要な役割を有しているので、返地する場合も環境森林として位置づけ県等と連携して対応していくことが必要である。

（その他経営の改善について）

滋賀県の山のうち、約2万haの山を公社が管理していることから、CO₂吸収も水源かん養も公社林が担っている役割が大きい。木材の売上だけでなく社会的な貢献度も表していくべき。

以上